

利用料金表 (令和5年6月1日より)

基本 利用 料	1割負担	月の初日	1,320円	◎訪問看護に関する費用の額 訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき) 訪問看護管理療養費 (1日につき)
		2日目以降	860円	
	2割負担	月の初日	2,640円	
		2日目以降	1,710円	
	3割負担	月の初日	3,970円	
		2日目以降	2,570円	
◎ 週の4回目以降の場合、基本利用料の増額があります ◎ 緩和ケア・褥瘡ケアの専門看護師と同行した場合 12,850円 (月1回限度) ◎ 訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) 同一建物居住者 同一日に2人 週3日まで5,550円 週4日以降6,550円(厚生労働大臣が定める疾病等) 同一日に3人以上 週3日まで2,780円 週4日以降3,280円(厚生労働大臣が定める疾病等) ◎ 訪問看護基本療養費Ⅲ：一時外泊中の訪問看護 8,500円 (1回、ただし厚生労働大臣が定める疾患等は2回) ◎ その他、利用者の状態や指導実施時に下記の加算が生じます				
その 他 の 利 用 料	①交通費 ②時間延長 1,000円/30分 ③エンゼルケア 11,000円(税込) ④保険対象外 10割相当額 ⑤おむつ代等 実費		※東根市・天童市・村山市・河北町以外の地域 往復550円/日(税込) ※訪問時間が90分を超えた場合 ※ご自宅で亡くなった時のお清めのケア ※週3日以上訪問看護等が生じた場合	

【訪問看護療養費の内訳】(単位:円)

	月の初日	2日目以降	週4回目以降
・訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	5,550円	6,550円
・訪問看護管理療養費	7,670円	3,000円	3,000円
	13,220円	8,550円	9,550円

【訪問看護療養費の内訳 准看護師の場合】(単位:円)

	月の初日	2日目以降	週4回目以降
・訪問看護基本療養費Ⅰ	5,050円	5,050円	6,050円
・訪問看護管理療養費	7,670円	3,000円	3,000円
	12,720円	8,050円	9,050円

◎加算等について

・複数名訪問看護加算(週1日)	看護師と共に訪問	4,500円/日
	准看護師と共に訪問	3,800円/日
・難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別訪問指示期間中の方が対象	
	1日2回	4,500円/日
	1日3回以上	8,000円/日
・夜間・早朝、深夜加算	夜間(午後6時～午後10時)	2,100円/回
	早朝(午前6時～8時)	2,100円/回
	深夜(午後10時～翌朝6時)	4,200円/回
・乳幼児(3歳未満) 幼児(3歳以上6歳未満)		500円/日

※病状によって下記の料金が加算されます

- 長時間訪問看護加算（週 1 回） 特別管理加算対象の方。 5,200 円/回
- 緊急時訪問看護加算（1 日につき）在療診医師の指示による臨時訪問
 - 月 1 4 日目まで 2,650 円/日
 - 月 1 5 日目以降 2,000 円/日
- 特別管理加算
 - 1) 重症度の高いもの 5,000 円/月
 - 2) それ以外のもの 2,500 円/月
- 退院時共同指導加算(1 月につき) 病院や介護老人保健施設に入院・入所の方が 8,000 円/回
 (厚生労働大臣が定める 退院・退所にあたって、医師又は施設職員
 疾病等の方は 2 回) 訪問看護加算ステーションの看護師等が共同
 して、居宅における療養上必要な指導を行った
 場合
- 特別管理指導加算 特別管理加算対象の方に対して、退院時 2,000 円/回
 共同指導を行った場合
- 退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾患等や状態にある方が 6,000 円/回
 医療機関等から退院する日に看護師が療養上必要
 な指導を行った場合
 長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合 8,400 円/回
- 在宅患者連携指導加算（1 月につき）医療関係職種が連携し、指導を行った場合 3,000 円/月
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1 月につき 2 回） 2,000 円/回
 保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等
 居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家
 に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同
 で療養上必要な指導を行った場合
- 訪問看護ターミナルケア療養費
 - 死亡日及び前 14 日以内に 2 日医療のターミナルケア
 を実施した場合
 - 訪問看護ターミナルケア療養費 1 在宅で死亡した利用者又は特別養護老人ホーム 25,000 円
 その他これに準じる施設
 - 訪問看護ターミナルケア療養費 2 特別養護老人ホーム 10,000 円
- 訪問看護医療 DX 情報活用加算 電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で指定
 訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
 50 円/月
- 訪問看護ベースアップ評価料 I 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
 780 円/月

※利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます

- 24 時間対応体制加算 病状の変化時に、電話で看護に関する意見を
 求めることができる体制にあり、必要時に
 は訪問看護を行った場合
 - 1) 業務負担の軽減を行っている場合 6,800 円/月
 - 2) それ以外 6,520 円/月
- 訪問看護情報提供療養費
 - 市等への情報提供 1,500 円/月
 - 義務教育諸学校へ情報提供 1,500 円/月
 - 入院・入所時に主治医へ情報提供 1,500 円/月

※特別管理加算の対象の方

- 1) 重症度の高いもの：在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用
 している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2) それ以外のもの：在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導管理・
 在宅経管栄養指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅自己

疼痛患者指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・人工肛門・人工膀胱設置している状態の利用者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定者・重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡の状態）

※身障手帳をお持ちの方、特定疾病の認定の方、負担金や負担金の上限額に違いがありますのでご確認ください。

※確定申告時、医療費控除の対象になりますので、領収書は大切に保管してください。

※訪問看護指示書料について訪問看護実施する場合は、主治医が発行する『訪問看護指示書』『特別訪問看護指示書』が必要です。指示書発行があった場合は主治医の医療機関よりその自己負担分が請求されることをご了承ください。

利用料と利用日の目安

利用日	毎週：日・月・火・水・木・金・土 曜日	月	回程度
利用料	負担金（保険分） 月	円程度	計初回のみ 円程度
	交通費（自費分） 月	円程度	合計 円程度